

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月15日
【発行者名】	クリード・オフィス投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 山中 秀哉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
【事務連絡者氏名】	クリード・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役財務部長 砥綿 久喜
【電話番号】	03-3539-5966
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】	クリード・オフィス投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 6,682,016,000円 (注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行 価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における 発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集に伴い、本投資法人の発行する上場投資証 券について、市場価格の動向に応じ必要があるとき は、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安 定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品 市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券 取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成19年11月1日付をもって提出した有価証券届出書（同年11月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項のうち、平成19年11月15日開催の役員会において、本投資法人は、発行価格等を決定するとともに、需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しが行われないことが決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正箇所及び訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

- (2) 内国投資証券の形態等
- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (8) 申込期間
- (11) 払込期日
- (13) 手取金の使途
- (14) その他

① 引受け等の概要

② 申込みの方法等

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

第4 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 本邦以外の地域における発行
- 2 オーバーアロットメントによる売出し等について
- 3 売却・追加発行等の制限

第二部 参照情報

第1 参照書類

第三部 特別情報

第2 その他

目論見書の表紙の次

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(2)【内国投資証券の形態等】

<訂正前>

本書に従って行われる募集及び売出しの対象である本投資法人の投資口を表示する投資証券（以下「本投資証券」といいます。）は、記名式かつ無額面で、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型の投資証券です。

（後略）

<訂正後>

本書に従って行われる募集の対象である本投資法人の投資口を表示する投資証券（以下「本投資証券」といいます。）は、記名式かつ無額面で、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型の投資証券です。

（後略）

(3)【発行数】

<訂正前>

18,040口

（注1）上記発行数は平成19年11月1日（木）開催の本投資法人役員会において決議された募集による新投資口発行の発行投資口総数36,000口の一部をなすものです。本募集（以下「国内一般募集」といいます。）とは別に、欧州を中心とする海外市場（ただし、アメリカ合衆国を除きます。）における募集（以下「海外募集」といいます。）が行われる予定です。なお、募集による新投資口発行に際しては、国内一般募集18,040口及び海外募集17,960口を目処に募集を行う予定ですが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、後記「(5) 発行価格（注2）」に記載の発行価格決定日に決定されます。

海外募集等の内容については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本邦以外の地域における発行」をご参照下さい。

（注2）国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主である株式会社クリードから1,200口を上限として借り入れる本投資証券の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

（注3）国内一般募集のジョイント・ブックランナーは、大和証券エスエムビーシー株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社です。

（注4）募集による新投資口発行とは別に、平成19年11月1日（木）開催の本投資法人役員会において、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする本投資法人の投資口1,200口の第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）を行うことを決議しています。

<訂正後>

18,040口

（注1）上記発行数は平成19年11月1日（木）開催の本投資法人役員会において決議された募集による新投資口発行の発行投資口総数36,000口の一部をなすものです。本募集（以下「国内一般募集」といいます。）とは別に、欧州を中心とする海外市場（ただし、アメリカ合衆国を除きます。）における募集（以下「海外募集」といいます。）が行われます。

海外募集等の内容については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本邦以外の地域における発行」をご参照下さい。

(注2) 国内一般募集のジョイント・ブックランナーは、大和証券エスエムピーシー株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社です。

(注2) 及び (注4) の全文削除並びに (注3) の番号変更

(4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

8,890,000,000円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」をご参照下さい。発行価額の総額は、平成19年10月24日（水）現在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における本投資法人の投資口の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

6,682,016,000円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」をご参照下さい。

(5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格決定日（下記（注2）に定義されます。）の東京証券取引所における本投資法人の投資口の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満切捨て）を仮条件とします。

(注2) 日本証券業協会の定める有価証券の引受等に関する規則第21条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成19年11月15日（木）から平成19年11月19日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格決定日」といいます。）に国内一般募集における価額（発行価格）及び申込証拠金を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より1口当たりの新投資口払込金として受け取る金額）を決定します。

(注3) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

<訂正後>

1口当たり384,000円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注1) 及び (注2) の全文削除並びに (注3) の番号削除

(8) 【申込期間】

<訂正前>

平成19年11月20日（火）から平成19年11月22日（木）まで

(注) 申込期間については、上記の通り内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成19年11月12日（月）から平成19年11月19日（月）までを予定していますが、前記「(5) 発行価格（注2）」の通り実際の発行価格及び申込証拠金の決定期間は、平成19年11月15日（木）から平成19年11月19日（月）までを予定しています。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合には、「平成19年11月16日（金）から平成19年11月20日（火）まで」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成19年11月16日（金）から平成19年11月20日（火）まで

（注）の全文削除

（11）【払込期日】

<訂正前>

平成19年11月28日（水）

（注）払込期日については、上記の通り内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成19年11月12日（月）から平成19年11月19日（月）までを予定していますが、前記「(5) 発行価格（注2）」の通り実際の発行価格及び申込証拠金の決定期間は、平成19年11月15日（木）から平成19年11月19日（月）までを予定しています。したがって、払込期日が最も繰り上がった場合には、「平成19年11月26日（月）」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成19年11月26日（月）

（注）の全文削除

（13）【手取金の使途】

<訂正前>

国内一般募集における手取概算額8,890,000,000円と、国内一般募集と同日付をもって本投資法人役員会で決議された海外募集の手取概算額8,850,000,000円及び本件第三者割当による新投資口発行の手取概算額上限591,000,000円を合わせた、手取概算額合計上限18,331,000,000円については、本投資法人による特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。）の取得資金146億円の一部として14,599,000,000円を充当し、借入金の返済資金として残額を充当する予定です。

（注1）本件第三者割当については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

（注2）上記の各手取概算額は、平成19年10月24日（水）現在の東京証券取引所における本投資法人の投資口の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

国内一般募集における手取概算額6,682,016,000円と、国内一般募集と同日付をもって本投資法人役員会で決議された海外募集の手取概算額6,652,384,000円を合わせた、手取概算額合計13,334,400,000円については、本投資法人による特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。）の取得資金に充当する予定です。

（注1）及び（注2）の全文削除

(14) 【その他】

① 引受け等の概要

<訂正前>

以下に記載する引受人は、発行価格決定日に決定される発行価額にて本投資証券の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で国内一般募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込み、国内一般募集における発行価格の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	<u>未定</u>
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	
日興シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	
合計		18,040口

(注1) 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

(注2) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているクリード・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、発行価格決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結する予定です。ただし、新投資口引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、新投資口の発行を中止し、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、申込みを行った金融商品取引業者から返還されます。

(注3) 引受人は、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として国内一般募集に関する事務を行います。

(注4) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に本投資証券の販売を委託することがあります。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、平成19年11月15日（木）（以下「発行価格決定日」といいます。）に決定された発行価額（1口当たり370,400円）にて本投資証券の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で国内一般募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込み、国内一般募集における発行価格の総額との差額（1口当たり13,600円）は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	<u>11,726口</u>
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	<u>3,608口</u>
日興シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	<u>902口</u>
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	<u>902口</u>
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	<u>902口</u>
合計		18,040口

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているクリード・リート・アドバイザーズ株式会社（以下

「本資産運用会社」といいます。)は、発行価格決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結しました。ただし、新投資口引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、新投資口の発行を中止し、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、申込みを行った金融商品取引業者から返還されます。

(注2) 引受人は、投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第1号)として国内一般募集に関する事務を行います。

(注3) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に本投資証券の販売を委託することがあります。

(注1)の全文削除及び(注2)乃至(注4)の番号変更

② 申込みの方法等

<訂正前>

(前略)

(ロ) 国内一般募集の対象となる本投資証券の受渡期日は、払込期日の翌営業日です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(ロ) 国内一般募集の対象となる本投資証券の受渡期日は、平成19年11月27日(火)です。

(後略)

＜訂正前＞

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【投資法人の名称】

前記「1 募集内国投資証券（1）投資法人の名称」と同一です。

(2)【内国投資証券の形態等】

前記「1 募集内国投資証券（2）内国投資証券の形態等」と同一です。

(3)【売出数】

1,200口

（注1）オーバーアロットメントによる売出しは、国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主である株式会社クリードから1,200口を上限として借り入れる本投資証券の日本国内における売出しです。上記売出数は上限の売出数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

（注2）上記（注1）の取引に関しては、大和証券エスエムビーシー株式会社がモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これらを行います。

(4)【売出価額の総額】

612,000,000円

（注）売出価額の総額は、平成19年10月24日（水）現在の東京証券取引所における本投資法人の投資口の終値を基準として算出した見込額です。

(5)【売出価格】

未定

（注）売出価格は、前記「1 募集内国投資証券（5）発行価格」において決定される発行価格と同一の価格とします。

(6)【申込手数料】

該当事項はありません。

(7)【申込単位】

1口以上1口単位とします。

(8)【申込期間】

平成19年11月20日（火）から平成19年11月22日（木）まで

（注）申込期間は、前記「1 募集内国投資証券（8）申込期間」において決定される申込期間と同一とします。

(9)【申込証拠金】

前記「1 募集内国投資証券（9）申込証拠金」において決定される申込証拠金と同一の金額とします。

(10)【申込取扱場所】

大和証券エスエムビーシー株式会社の本店及び全国各支店で取扱いを行います。

(11) 【受渡期日】

平成19年11月29日（木）

(注) 受渡期日は、前記「1 募集内国投資証券 (14) その他 ② 申込みの方法等」において決定される払込期日の翌営業日とします。国内一般募集の払込期日が繰り上がる可能性があることについては、前記「1 募集内国投資証券 (11) 払込期日」をご参照下さい。

(12) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(13) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

(14) 【その他】

① 引受け等の概要

該当事項はありません。

② 申込みの方法等

(イ) 申込みは、前記「(8) 申込期間」に記載の申込期間内に前記「(10) 申込取扱場所」に記載の申込取扱場所へ前記「(9) 申込証拠金」に記載の申込証拠金を添えて行うものとします。

当該申込証拠金には利息をつけません。

(ロ) オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資証券は、保管振替機構に預託され、前記「(11) 受渡期日」記載の受渡期日から売買を行うことができます。なお、本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知した投資家には、当該受渡期日以降に金融商品取引業者を通じて本投資証券の券面が交付されます。保管振替機構に本投資証券を預託する投資家は名義書換を行う必要がありません。

<訂正後>

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）の全文削除

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 本邦以外の地域における発行

＜訂正前＞

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、欧州を中心とする海外市場（ただし、アメリカ合衆国を除きます。）における海外募集を予定しています。モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（Morgan Stanley & Co. International plc）及びダイワ・セキュリティーズ・エスエムビーシー・ヨーロッパ・リミテッド（Daiwa Securities SMBC Europe Limited）をジョイント・ブックランナーとする海外引受会社は、発行価格決定日付で本投資法人及び本資産運用会社との間で、International Purchase Agreementを締結して、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として、本投資証券の海外募集を総額個別買取引受けにより行う予定です。

募集による新投資口発行の発行投資口総数は36,000口の予定であり、国内一般募集18,040口及び海外募集17,960口を目処に募集を行う予定ですが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格決定日に決定されます。海外募集にかかる発行価額の総額は、8,850,000,000円です。発行価額の総額は、平成19年10月24日（水）現在の東京証券取引所における本投資法人の投資口の終値を基準として算出した見込額です。なお、国内一般募集及び海外募集における投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内一般募集における本投資証券の発行価額の総額が占める割合は、100分の50を超えるものとします。

（後略）

＜訂正後＞

国内一般募集と同時に、欧州を中心とする海外市場（ただし、アメリカ合衆国を除きます。）における海外募集が行われます。モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（Morgan Stanley & Co. International plc）及びダイワ・セキュリティーズ・エスエムビーシー・ヨーロッパ・リミテッド（Daiwa Securities SMBC Europe Limited）をジョイント・ブックランナーとする海外引受会社は、発行価格決定日付で本投資法人及び本資産運用会社との間で、International Purchase Agreementを締結して、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として、本投資証券の海外募集を総額個別買取引受けにより行います。

募集による新投資口発行の発行投資口総数は36,000口であり、国内一般募集18,040口及び海外募集17,960口の募集が行われます。海外募集にかかる発行価額の総額は、6,652,384,000円です。

（後略）

＜訂正前＞

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

- ① 国内一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、大和証券エスエムビーシー株式会社が本投資法人の投資主である株式会社クリードから1,200口を上限として借り入れる本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,200口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社が借入投資証券の返還に必要な本投資証券を大和証券エスエムビーシー株式会社に取得させるために、本投資法人は、平成19年11月1日（木）開催の役員会において、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする本投資法人の投資口1,200口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、

平成19年12月25日（火）を払込期日として行うことを決議しています。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行う場合があります、かかる安定操作取引により買付けた本投資証券の全部又は一部を借入投資証券の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成19年12月20日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資証券の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。大和証券エスエムビーシー株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券エスエムビーシー株式会社はシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る上限口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、大和証券エスエムビーシー株式会社は、本件第三者割当に応じ、本投資証券を取得する予定です。そのため本件第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

- ② 上記に記載の取引に関しては、大和証券エスエムビーシー株式会社がモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、これを行います。

<訂正後>

2 オーバーアロットメントによる売出し等についての全文削除

<訂正前>

3 売却・追加発行等の制限

- ① 株式会社クリードは、本書の日付現在本投資証券を2,200口保有する投資主ですが、国内一般募集に関し、大和証券エスエムビーシー株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社との間で、国内一般募集の受渡期日から90日間は、大和証券エスエムビーシー株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売却等 （ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資証券の貸付け等を除きます。）を行わないことに合意しています。
- ② 本投資法人は、国内一般募集に関し、大和証券エスエムビーシー株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社との間で、国内一般募集の受渡期日から90日間は、大和証券エスエムビーシー株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、投資口の追加発行等 （ただし、本件第三者割当による新投資口の発行を除きます。）を行わない旨を合意しています。
- ③ なお、大和証券エスエムビーシー株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社は、その裁量で上記①及び②における制限の一部又は全部を解除する権限を有しています。

<訂正後>

2 売却・追加発行等の制限

- ① 株式会社クリードは、本書の日付現在本投資証券を2,200口保有する投資主ですが、国内一般

募集に関し、大和証券エスエムビーシー株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社との間で、国内一般募集の受渡期日から90日間は、大和証券エスエムビーシー株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売却等を行わないことに合意しています。

- ② 本投資法人は、国内一般募集に関し、大和証券エスエムビーシー株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社との間で、国内一般募集の受渡期日から90日間は、大和証券エスエムビーシー株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、投資口の追加発行等を行わない旨を合意しています。
- ③ なお、大和証券エスエムビーシー株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社は、その裁量で上記①及び②における制限の一部又は全部を解除する権限を有しています。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

＜訂正前＞

金融商品取引法第27条において準用する金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

(後略)

＜訂正後＞

金融商品取引法第27条において準用する金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

(中略)

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記4の臨時報告書の訂正報告書）を平成19年11月15日に関東財務局長に提出

第三部【特別情報】

第2【その他】

＜訂正前＞

1. 新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の表紙及び裏表紙並びに表紙の次に、本投資法人の名称及び本店の所在地を記載し、本投資法人、本資産運用会社、株式会社クリード、伊藤忠商事株式会社及び中央三井信託銀行株式会社のロゴマーク、英文名称、写真及び図案を使用することがあります。
2. 新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の表紙の次に以下の通り、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号。その後の改正を含みます。）に係る重要事項の記載を行います。

「不動産投資証券は、主に不動産への投資の成果を投資家に還元することを目指した商品です。運用の目的となる不動産の価格や収益力の変動等により取引価格が下落し、損失を被ることがあります。また、倒産等、発行者の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。」

3. 参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報」（本書「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を含みます。）及び「第二部 投資法人の詳細情報」（本書「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を含みます。）の主な内容を要約した文章及び図案を新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の表紙の次に記載することがあります。
4. 参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件」（本書「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を含みます。）に記載される投資資産の主な内容を要約して新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の表紙の次に記載することがあり、また、かかる取得済資産及び取得予定資産の写真（完成予想図を含むことがあります。）並びに所在分布図等を新投資口発行及び投資口売出届出目論見書の表紙の次に掲載することがあります。

＜訂正後＞

1. 新投資口発行届出目論見書の表紙及び裏表紙並びに表紙の次に、本投資法人の名称及び本店の所在地を記載し、本投資法人、本資産運用会社、株式会社クリード、伊藤忠商事株式会社及び中央三井信託銀行株式会社のロゴマーク、英文名称、写真及び図案を使用することがあります。
2. 新投資口発行届出目論見書の表紙の次に以下の通り、金融商品の販売等に関する法律（平成

12年法律第101号。その後の改正を含みます。)に係る重要事項の記載を行います。

「不動産投資証券は、主に不動産への投資の成果を投資家に還元することを目指した商品です。運用の目的となる不動産の価格や収益力の変動等により取引価格が下落し、損失を被ることがあります。また、倒産等、発行者の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。」

3. 参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報」(本書「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を含みます。)及び「第二部 投資法人の詳細情報」(本書「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を含みます。)の主な内容を要約した文章及び図案を新投資口発行届出目論見書の表紙の次に記載することがあります。
4. 参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件」(本書「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を含みます。)に記載される投資資産の主な内容を要約して新投資口発行届出目論見書の表紙の次に記載することがあり、また、かかる取得済資産及び取得予定資産の写真(完成予想図を含むことがあります。)並びに所在分布図等を新投資口発行届出目論見書の表紙の次に掲載することがあります。

目論見書の表紙の次

<訂正前>

新投資口発行及び投資口売出届出目論見書

<訂正後>

新投資口発行届出目論見書